

足立区立第四中学校 PTA 会則

第1章 総則

(名称および設立年月日)

第1条 本会は、足立区立第四中学校 PTA（以下「本会」という）と称する。

〒121-0816 東京都足立区梅島1丁目2番33号 03(3887)6891(代)

設立年月日 昭和22年4月1日とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都足立区立第四中学校内に置く。

(会員)

第3条 本会は、在学する生徒の保護者および教職員を会員とする。

2 本会の会員はすべて平等であり、次の義務と権利を持つ。

(1) 本会へは原則として入学とともに入会し、卒業とともに退会する。

(2) 会員は役員や委員の任に就くことができる。

(3) 会員は諸会議の議事録をはじめ、諸帳簿を役員が指定する方法で閲覧できる。

(4) 会員は預り金を納入すること。

(5) 会員は会則と細則を遵守すること。

3 本会は様式1の書面によって任意加入とし、1家庭当たり1会員とする。

(方針)

第4条 本会は、教育を本旨とした民主団体であって、他のいかなる団体・個人にも干渉されない独立した組織であり、その運営にあたっては対価性を持たず営利を目的としない。

2 本会は生徒の教育や福祉のために活動するほかの諸団体と協力し、交流を行う。

3 本会の活動が生徒に不利益を与えないように配慮しなければならない。

4 本会は特定の宗教団体、政治団体・個人、連鎖販売業者とは活動せず、講演会や祝賀会等にも参加せず、それらへの抗議活動や署名活動にも参加しない。

(目的)

第5条 本会は、生徒の教育に対する万全を期するため、学校、家庭、社会が一体となって教育の効果をあげ、生徒の健康福祉をはかり、あわせて会員相互の教養を高めることをも

って目的とする。

- 2 本会は学校の管理に干渉しないが、合理的な理由に基づき要望を出したり、意見を提出したりすることができる。

第2章 事業

(内容)

第6条 本会の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員の教養を高め、生徒の健全育成をはかるため、研究会、座談会、講演会などの開催。
- (2) 会員と生徒の保健衛生、健康増進に関すること。
- (3) 生徒の交通安全と校外生活指導に関すること。
- (4) 学校、家庭、社会との連絡に関すること。
- (5) 会員および生徒の表彰、弔事、その他に関すること。
- (6) 進路指導の協力に関すること。
- (7) 教育機関、団体との連絡に関すること。
- (8) 機関誌の発行に関すること。
- (9) 会議の議事録や活動の資料を作成し、5年間保存すること
- (10) その他、本会の目的達成のため必要なこと。

第3章 運営機関

(会議)

第7条 本会の事業目的達成のため、次の運営機関を置く。

- (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) 常任理事会
 - (4) 専門委員会
 - (5) 特別委員会
- 2 校長は諸会議に出席して意見を述べることができる。

(会議の成立)

第8条 第7条の諸会議は各所定の会員数ないし委員数の過半数の出席（委任状を含む）または書面または電磁的記録で成立する。書面または電磁的記録は、出席と同一の効

力を持ち、以下「出席者」という。

- 2 議決の結果が可否同数の場合は、議長はこれを決める。

(総会)

第9条 総会の機構ならびに任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会は本会の最高議決機関であって、毎年年度始めに開催する。
- (2) 常任理事会が必要と認めるとき、または全会員の3分の1以上の要請のあったときは臨時総会を開催する。
- (3) 総会は全会員をもって構成し、出席者（委任状を含む）の過半数をもって成立する。
- (4) 総会で議長を選出し、議事は出席者の過半数をもって議決する。
- (5) 総会は、役員と常任理事の承認、顧問と相談役と会計監査の選出、決算承認、事業報告と計画、予算、会則と細則の改廃その他重要事項の審議を議決する。
- (6) 審議する内容は事前の会員に開示しなければならない

(理事会)

第10条 理事会の構成ならびに任務は、次のとおりとする。

- (1) 理事会は役員と常任理事、専門委員会委員をもって構成する。
- (2) 理事会は総会に次ぐ議決機関であって、重要事項を審議し、議事は多数決をもって議決する。
- (3) 理事会は会長が招集し、議長は副会長とする。
- (4) 理事会は原則として年に3回開催する。

(常任理事会)

第11条 常任理事会の機構ならびに任務は、次のとおりとする。

- (1) 常任理事会は本会の役員、各専門委員長、校長によって構成する。
- (2) 常任理事会は本会の企画と執行機関であって、その任務は次のとおりとする。
 - 1 総会、理事会の議決事項について企画運営にあたる。
 - 2 緊急重要事項を執行したときは次の総会、理事会の承認を得る。
 - 3 各専門委員会で立案された事業計画を審議する。
 - 4 常任理事会は副会長が議長となり、議事は多数決によって議決する。
- (3) 会長が必要に応じて開催する。

(各専門委員会)

第12条 各専門委員会の構成は、本会の目的達成のための活動機関である。

- (1) 学年委員会は生徒の学習生活指導について、学年単位の活動を主として行う。
- (2) 成人委員会は、会員の文化教養を図る。
広報委員会は、本会活動を広報するために広報紙を発行する。
校外委員会は、生徒の安全および校外生活の指導にあたる。
- (3) 委員は会員が希望することによってなれる。各専門委員会は委員と教職員で構成し、委員長（保護者）および副委員長（保護者）をおく。
- (4) 各事業計画は常任理事会の承認を得て理事会に報告する。
- (5) 委員長が会を招集し、議長となり、多数決で議決する。

(特別委員会)

第13条 必要ある場合は会長の委嘱により、特別委員会を設けることができ、議事は多数決により議決する。

- 2 周年記念事業については周年記念事業委員会をおく。
- 3 卒業記念品委員会をおき細則を別に定める
- 4 特別会計検討委員会をおく。

第4章 役員

(役員)

第14条 本会の役員は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名（保護者）
 - (2) 副会長 若干名（副校長1名）
 - (3) 書記 若干名（内教職員1名）
 - (4) 会計 若干名（保護者）
- 2 本会は役員の外に次の役職をおく。
- (1) 常任理事 若干名（保護者）
 - (2) 会計監査 2名（教職員1名、相談役1名）
 - (3) 顧問、相談役（保護者以外）
 - (4) 各専門委員長 各1名
 - (5) 各専門副委員長 3名以内

3 本会は第1項から第2項に定める以外の役職を使用してはならない。

(役員、委員長、顧問、相談役、会計監査、常任理事の選出法)

第15条 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 役員は会員によって様式2による他薦により、選考委員会が選考し、役員候補者が互いに第14条の役職を選任し、総会で承認を得る。なお、推薦の方法については細則による。
- 2 委員長の選出方法は次のとおりとする。
 - (1) 各専門委員長、各特別委員長は各委員会で選出する。
- 3 顧問と相談役、会計監査、常任理事の選出方法は次のとおりとする。
 - (1) 顧問は、歴代会長を以って総会で承認する。相談役と会計監査、常任理事は、常任理事会で推薦し総会で承認する。
 - (2) 役員とそのほかの役職の任期は1ヵ年とし総会が終わるまでとする。ただし再任をさまたげない。
- 4 欠員が生じた際は、第15条(1)に従い、前任者の残任期間とする。
- 5 本会の役員と委員長は、常任理事会の議決により解任できる。

(役員の仕事)

第16条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表して、会務を統轄する。
 - 1 会長は本会を代表として原告または被告となる。
 - 2 会長は総会の承認なく、本会会長をもって他団体の役職に就任したり、報酬を受け取ったりしてはならない。
 - 3 会長は本会を代表して契約を締結または解除する。
 - 4 会長は常任理事会の承認を受けて、他の役員とその役職の一部を委任することができる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行し、本会を代表することができる。
- (3) 書記は各会議の議事を記録・保管し、報告する。その他一般事務にあたる。
- (4) 会計は本会の経理を掌理する。
- (5) 会計監査は、経理について、その用途を明確にし、適正をはかり、その結果と意見を総会で報告しなければならない。諸会議には出席しない。

- (6) 顧問、相談役は会長の諮問に応ずる。
 - (7) 常任理事は重要事項を協議する。
 - (8) 委員は会長の招集により会議に出席して議決を行い、諸会務を処理する。
- 2 役員は委員を兼任できる。役員と会計監査は互いに兼任できない。
 - 3 役員は本会と取引関係のある団体や企業に利益供与してはならない。

第5章 会計

(預り金)

第17条 本会の経費は会員1名につき年額2,000円を、中間決算以降の後期転入の場合は1,000円をもってこれにあて、会員以外からの収入はすべて寄付金とする。ただし事情により総会の議決で一律に減免することができる。なお、必要あるときは、総会および理事会の議決により臨時に預り金を徴収することができる。

- 2 転出および退会の際に預り金は返金しない。
- 3 会計年度末における預り金の残金の一部もしくは全部を会員に返金することができる。
- 4 預り金の徴収方法については、原則として学校が徴収する教材費と同一の方法により行うものとし、学校と徴収に関する契約を締結する。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計処理)

第19条 本会の会計処理は単年度会計とし、別に定める会計規程による。

付則

第20条 本会則に定めていない事項は、その都度総会または理事会で決定する。

第21条 本会則は総会の決議によるものとする。

第22条 本会に弔事の内規を別に定める。

- 2 本会の文書管理細則を別に定める

第23条 本会則は、昭和43年4月28日より実施する。

昭和55年4月29日 一部改正（第十七条）

昭和56年4月29日	一部改正 (第十五条)
昭和59年4月29日	一部改正 (第十四条) (第十七条)
平成13年4月26日	一部改正 (第四条) (第十条) (第十一条) (第十四条) (第十五条) (第二十三条)
平成15年4月24日	一部改正 (第一条) (第三条) (第十条) (第十二条) (第十四条) (第十六条)
平成24年4月26日	一部改正 (第十五条)
平成25年4月20日	一部改正 (第十四条)
平成27年4月22日	一部改正 (第十四条)
平成28年5月17日	一部改正 (PTA 組織構成、理事会、常任理事会などについて)
令和6年5月2日	一部改正

弔事規程

第24条 第22条にもとづきこの規程を定める。

第25条 予備費から香華料を支出し、次の規程に定めて弔意を表す。

- (1) 本会員の死亡 10,000円
- (2) 生徒の死亡 10,000円

第26条 祝金は支出しない。

第27条 この規定の改廃は総会の承認を必要とする。

会計規程

第28条 第19条にもとづきこの規程を定める。

- 2 本会の会計は、事業運営のための一般会計と、周年事業積立金と、そのほかの特別会計に分けられ、目的や用途の異なる会計から支出してはならない。

第29条 一般会計は本会の年間の運営に使用し、原則として年間予算を超え支出することはできない。

- 2 予算によらない事業会計は、その収入額を支出の限度としなければならない。ただ

し、理事会の承認により予備費から支出することができる。

- 3 周年事業積立金は会員数に比例させ、1 会員あたり 180 円を、一般会計とは別に管理して周年事業にのみ支出することができ、一般会計と特別会計は周年事業に支出してはならず、周年事業後の残金は周年事業積立金に算入しなければならない。
- 4 特別会計は、特別会計検討委員会によって用途を決めなければならない。
- 5 本会の活動によって生じた費用は、すべて本会が支出しなければならない、会員の自己負担を禁止し、役員のみ予算を執行できる。
- 6 本会の会員は無報酬とする。ただし役員の活動に要する経費として年度初めに年間 500 円を一括で支払うことができる。
- 7 寄付や募金は日本赤十字のみとし、それ以外は事前に総会の承認を必要とする。
- 8 役員は、取引関係にある団体や企業から飲食や金品などによる接待を受けた場合は、理事会で報告しなければならない。
- 9 役員は、取引関係にある団体や企業の懇親会や歓送迎会など会費を伴う活動については、原則として一団体につき 1 名が年間に 1 回参加し、費用の上限は 5, 0 0 0 円とする。
- 10 生徒に直接かかわる費用であって、学校に支出を一任できる費用を支出することができる。

第30条 会計は支払いについては領収書によらなければならない。

- 2 領収書のない出費については、その事実を証するため、支払先、日時、場所、内容が特定できる書面や写真に副会長 2 名が署名することで清算することができる。
- 3 会計にかかる証票は 5 年間保管する。
- 4 会計の承認は署名による。

第31条 会計は領収書の内容を審査し、不相当と認めた場合はその支払いを減額、または拒否することができる。

第32条 本会の役員は領収書を会計に提出することで、会計に所要経費の支払いを請求することができる。

第33条 会計は 6 ヶ月の中間会計報告をとりまとめ理事会の承認を要し、年度末に会計報告をとりまとめ総会の承認を要する。

- 2 前項の会計報告にあたっては第 16 条(5) により、会計監査を受けなければならない。

第34条 その他必要に応じて常任理事会の合議により処理し理事会の承認を必要とする。

第35条 この規定の改廃は総会の承認を必要とする。

第36条 この規程は昭和55年4月29日より実施する。
平成15年4月24日 一部改正（第6条）
令和6年5月2日 一部改正

役員を選考に関する細則

第37条 第15条(1) に関する推薦については、選考委員会をおき役員候補者の選考にあたる。

- 2 役員候補者は、候補者の意思を保護者による他薦によって確認し、その他の個人の属性によって選考してはならず、すべての会員が公平に役員になれるように配慮しなければならない。

第38条 選考委員会は、次の構成とする。

- (1) 副会長（副校長）1名
- (2) 副会長（卒業する保護者）1名

第39条 選考委員会には、委員長1名、副委員長1名を置く。

第40条 選考委員会は委員長が必要に応じ招集する。

第41条 選考委員会は役員候補者名を総会に報告し、その任務を終了する。

- 2 役員候補者は互いに第14条の役職を選任し、総会に報告する。
- 3 教職員の選考は学校に一任する。

第42条 この細則の改廃は、総会の承認を必要とする。

第43条 この細則は、昭和56年4月29日より実施する。

平成 5年4月29日 一部改正（第三十八条）

平成15年4月24日 一部改正（第三十八条）

平成24年4月26日 一部改正（第三十八条）

令和6年5月2日 一部改正

卒業記念品委員会に関する細則

第44条 第13条3の定めにより、卒業記念品委員会に関する細則を定める。

第45条 卒業記念品委員会は3学年の会員および学級担任とする。なお、委員は役員やそのほかの各委員との兼任を妨げない。

- 2 委員長と副委員長は委員の中から選任する。

- 第46条 事業は卒業記念品の贈呈とし、事業終了後はすみやかに決算報告を行い解散する。
- 2 卒業記念品は申込によって費用を支払う義務を負うこととする。
 - 3 本会会員でなくとも3学年に在籍していれば、卒業記念品は申し込むことができる。
 - 4 卒業記念品委員会の会計は本会の会計とは別とする。
- 第47条 この細則の改廃は、総会の承認を必要とする。
- 第48条 この細則は、令和6年5月2日より実施する。

文書管理細則

- 第49条 本会は第3条2(3) のために、個人情報に関するものを除く作成するすべての資料について作成から破棄までの手続きについて規定する、
- 2 文書ごとに保管場所と保管期間、保管管理者を定めなければならない
 - 3 文書を発行する際には、その内容について差出人全員の了承を得なければならない、各委員会活動の差出人は各委員長とし、そのほかは会長を含まなければならない。
 - 4 本会が作成した文書は、個人情報や認証に関わるものをのぞき、原則として会員に公開しなければならない。
 - 5 保管期限を過ぎた文書のうち機密指定の文書は裁断か溶解によって破棄しなければならない、それ以外については保管してはならない。
 - 6 個人情報は個人情報取扱細則を定める
- 第50条 この細則の改廃は、総会の承認を必要とする。
- 第51条 この細則は、令和6年5月2日より実施する。

第四中学校 P T A 役員推薦書

選考委員会 御中

【候補者】 ※ 下線部に必ず本人がサインしてください。

私 _____（ ____年 ____組）は、第四中学校 PTA 役員に応募します。

- ・任期は 1 年とし、再任を希望する場合は再度推薦状を提出します。
- ・PTA 活動の内容について説明を受けて理解しました。
- ・PTA 会則やその他マニュアルなどを遵守し、他の会員と協力し互いに相談しながら活動します。
- ・借用した USB メモリや鍵、資料、名札、ユニフォームなど PTA の備品は退任の日までに返却します。
- ・退任後は共有の Google アカウントなどにはアクセスしません。
- ・在任期間中に知りえた個人情報（ラインやメールアドレス、電話番号、住所）は退任の際にすべて破棄するためスマホや PC からデータを削除します。ただし事前に相手から個別に承諾を得ているものに限り引き続き個人的に使用できるものとします。

____年 ____月 ____日

【推薦者】 ※ 下線部に必ず本人がサインしてください。

私 _____（ ____年 ____組）は、上記立候補者が第四中学校 PTA 役員に応募の意思があり、また役員にふさわしく適任なため推薦します。選考委員会にて選考をお願いします。

- ・本推薦状は選考委員会のみが保管・閲覧できるものとします。
- ・本推薦状は選考委員会が解散する際に適切に破棄されるものとします。

____年 ____月 ____日